

6月30日までに申請

児童手当の現況届をお忘れなく

▶問合せ 保健福祉課福祉係 ☎24-5111 (内線131)

児童手当は、家庭などにおける生活安定や児童の健全な成長のため、児童を養育している人に対し支給しています。

現況届の提出を

今年の5月まで児童手当を受給していた方には、「現況届」を提出していただく必要があります。

また、現況届の提出が必要な方には関係書類を郵送しています。この届け出は、6月1日の状況を把握し、引き続き児童手当を受給する要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

▶現況届提出期限 **6月30日(火)**

届出がない場合、6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

▶必要な書類

- ①令和2年度児童手当・特例給付現況届(郵送済みですが、届いていない方は役場へご連絡ください)
 - ②受給者の年金加入証明書(厚生年金等加入の場合)、または受給者の健康保険被保険者証の写し
- ※必要に応じて別途提出いただく書類があります。

支給月は6月・10月・2月

原則、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。現在、児童手当を受給している人は、6月中に現況届を提出しない場合、支給が一時差し止めとなります。対象者には必要な書類をお送りしていますので、届いていない場合は保健福祉課へご連絡ください。

- ▶令和2年6月10日(水)支給…2月～5月分
- ▶令和2年10月9日(金)支給…6月～9月分
- ▶令和3年2月10日(水)支給…10月分～令和3年1月分



中学校卒業までの児童が対象

児童手当は中学校卒業(15歳の誕生日後最初の3月31日)までの児童を養育している人に対して支給します。

▶児童手当の支給額 (児童1人あたりの月額)

所得・児童の年齢区分		児童手当
所得制限限度額内		
3歳未満(一律)		15,000円
3歳以上 小学校修了前	第1、2子	10,000円
	第3子以降※	15,000円
中学生(一律)		10,000円
所得制限限度額以上(一律)		5,000円

※第3子以降…高校卒業(18歳の誕生日後の最初の3月31日)までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

▶所得制限限度額

扶養親族数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※平成24年6月分の手当から、所得制限が導入されています。表の所得制限額を超える方については、特例給付として児童1人につき月額5,000円が支給されます。

子育て世帯に臨時特別給付金

新型コロナウイルスの感染拡大防止に対する学校休校や保育園利用自粛の影響を受けている子育て世帯を支援するため、令和2年3月31日現在で児童手当(本則給付)を受給する世帯に臨時特別給付金を支給します。今回の支給にあたり、申請等は基本的に必要ありません。

- ▶支給額 子ども1人に対して1万円
- ▶支給時期 7月上旬(予定)

公務員の児童手当受給者について

所属する職場で配付された申請書に必要事項を記入し、所属長の証明を受けた申請書を保健福祉課へ提出してください。

※提出期間 6月15日(月)～7月31日(金)